

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰 受賞候補者推薦にあたっての留意事項【令和6(2024)年度】

1. 受賞候補者の個人情報の取り扱いについて(各号共通事項)

受賞候補者の個人情報は、別添「公認スポーツ指導者等表彰における個人情報の取扱いについて」の通り取り扱います。

推薦の際は、こちらの内容を受賞者本人に提示、同意を取得の上、名簿を提出いただきますようお願いいたします。

2. 第1～3号共通事項

(1) 表彰対象者

表彰の対象となる公認スポーツ指導者は、スポーツリーダーを除くすべての公認スポーツ指導者資格保有者となります。

候補者が表彰の基準を満たしているかどうか、公認スポーツ指導者管理システム等で確認いただき、判断に迷われた場合は当該指導者の氏名・登録番号等を日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)の下記アドレスへお知らせください。JSPOにて資格の認定状況等を確認しメール受信後1～2週間ほどで返答いたします。

メールアドレス:shougai@sports-kanagawa.com

※ サッカー及びバスケットボールコーチ資格についても、表彰の対象となります。

ただし、日本サッカー協会公認D級ライセンス、日本バスケットボール協会公認D級ライセンスは対象外です。

(2) 各種推薦様式

令和6(2024)年7月12日(金)までに、推薦書と受賞候補者名簿(Excel)をメールに添付し送信してください。

(3) 推薦後の流れ

県スポーツ協会にて審査委員会実施後、JSPOへ提出します。

9～10月開催のJSPO指導者育成委員会にて審査し、受賞者を決定後、推薦団体に決定通知を発送します。受賞者名簿の記載内容は、推薦様式を受領後、随時確認いたしますので、確認時に不明な点は問い合わせいたします。

【全国研修会での表彰式】

受賞者に対して表彰式<11月下旬～12月開催予定の令和6年度公認スポーツ指導者全国研修会にあわせて実施予定>への出欠確認をお願いします。

なお、表彰式の参加に伴う宿泊・交通費については自己負担(全国研修会の参加料は無料とする予定)となります。また、表彰式を欠席された方の表彰記念品は、令和7(2025)年1月下旬に推薦団体宛に送付いたしますので、表彰記念品の授与については各団体にてご対応をお願いすることとなります。

3. 表彰の基準 第1号「永年表彰」【提出期限:令和6(2024)年7月12日(金)】

(1)推薦団体:中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会

(2)活動年数:

活動年数の起算日は初期登録日とし、当該資格の初期登録日から表彰年度(2024年)の4月1日まで通算して15年以上の活動年数が必要となります。このため、本年度(2024年度)の候補者は、初期登録日が2009年4月1日登録までの方が対象となります。

更新手続き忘れや更新研修未受講による登録保留期間も活動年数へ繰り入れ可能です。ただし、新規登録時の未登録期間は、活動年数へ繰り入れ不可です。また、復活登録者についても、無効期間の活動年数への繰り入れは不可です。

なお、受賞日(全国研修会開催日)時点で資格を失効している(する)場合は、表彰対象なりません。

※ 登録年数については、指導者管理システムの『資格履歴』や『旧資格履歴』を確認してください。なお、指導者管理システムはシステムの過去に数回のシステム変更を行っているため、情報の引継ぎができてない場合もあります。そのため、指導者から申告された取得年月と管理システムの取得年月日が異なる場合は、JSPOへご連絡ください。

※ 推薦時点で登録が有効でない場合は対象とはなりません。

(3)表彰歴:

過去において競技団体(中央・都道府県・市区町村)や体育・スポーツ協会(都道府県・市区町村)、国および地方公共団体(都道府県・市区町村)から「スポーツの指導育成における功績」により、表彰を受けている必要があります。上記記載の団体以外からの表彰(JSPO・スポーツ少年団・指導者協議会の表彰を含む)は対象となりませんのでご注意ください。

表彰歴があることが表彰の基準となりますので、各団体においては、表彰制度の整備、充実にご尽力いただくようお願いします。

スポーツドクターについては、スポーツドクターを対象とした表彰の整備状況を踏まえ、表彰歴がない場合でも例外として表彰の基準を満たすものとします。

※表彰年度の対象は前年度(2024年3月31日)までとなります。

4. 表彰の基準 第 4 号「退任感謝状」【提出期限：令和7(2025)年 2 月 28日(金)】

(1) 推薦団体：中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会

(2) 対象者：

15 年以上にわたってスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残して引退される方、あるいは将来表彰の対象となるにたる顕著な功績を残されたにもかかわらず逝去された方を指しており、これらの方々に感謝状を贈呈するというものです。

本件については、その審査を JSPO 加盟団体長に委ねることとしており、必要に応じて各加盟団体に感謝状をお送りし、所定の様式による実績報告を年度末に一括して JSPO へ提出いただくこととなります。

(3) その他留意点：

過去に本要項の基準第 1 号、第 2 号、第 3 号の表彰を受けた指導者も、この感謝状贈呈の対象とすることが出来ます。

※少なくとも、表彰する年度の 4 月 1 日時点で資格が有効だった場合に限りです。

(4) 推薦の流れ：

年間を通して随時受け付けます。メールか郵送で「必要部数調査票」を JSPO に提出いただいた後、感謝状(氏名の記載なし)を発送いたしますので、推薦団体にて記名の上、対象者(逝去者は関係者)に授与していただきます。感謝状授与後、JSPO に感謝状贈呈者報告書の提出をお願いいたします。